

別表第一（第二条、第四条関係）

事業の区分	第一種事業の要件	第二種事業の要件
<p>一 条例第二条第二項第一号に掲げる事業</p>	<p>イ 道路の新設の事業（車線（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第七号の登坂車線、同条第八号の屈折車線及び同条第九号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が四以上であり、かつ、長さが七・五キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）</p>	
	<p>ロ 道路の拡幅の事業（新たに車線を増加させ、かつ、車線の数の増加に係る部分（拡幅後の車線の数が四以上であるものに限る。）の長さが七・五キロメートル以上であるものに限る。）</p>	
		<p>ハ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域内を通過する道路の新設の事業（車線の数が四以上であり、かつ、当該地域内の施行区間の長さの合計が二キロメートル以上七・五キロメートル未満である道路を設けるものに限る。）</p>
		<p>ニ この項ハに規定する地域内を通過する道路の拡幅の事業（新たに四以上の車線を増加し、かつ、車線の数の増加に係る部分の長さの合計が二キロメートル以上七・五キロメートル未満であるものに限る。）</p>

	<p>ホ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の規定により指定された国立公園及び国定公園の特別保護地区内並びに自然環境保全条例（昭和四十七年宮城県条例第二十五号）第十七条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域の特別地区内を通過する道路の新設の事業（車線の数が二以上で、かつ、当該地区内の施行区間の長さの合計が一キロメートル以上のもの（車線の数が四以上のもので、かつ、施行区間の長さが七・五キロメートル以上のものを除く。）に限る。）</p>
	<p>へ この項ホに規定する地域内を通過する道路の拡幅の事業（新たに車線を増加させ、かつ、車線の数の増加に係る部分（拡幅後の車線の数が二以上であるものに限る。）の長さの合計が二キロメートル以上のもの（新たに四以上の車線を増加し、かつ、車線の数の増加に係る部分の長さが七・五キロメートル以上のものを除く。）に限る。）</p>
	<p>ト 自然公園法第二十条第一項の規定により指定された国立公園及び国定公園の特別地域（特別保護地区を除く。）内、県立自然公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十号）第十条の規定により指定された自然公園の特別地域内並びに自然環境保全条例第十二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域（特別地区を除く。）内及び同条例第二十三条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域内を通過する道路の新設の事業（車線の数が二以上で、かつ、これらの地域内の施行区間の長さの合計が五キロメートル</p>

		以上のもの（車線の数が四以上のもので、かつ、施行区間の長さが七・五キロメートル以上のものを除く。）に限る。）
		チ この項下に規定する地域内を通過する道路の拡幅の事業（新たに車線を増加させ、かつ、車線の数の増加に係る部分（拡幅後の車線の数が二以上であるものに限る。）の長さの合計が七・五キロメートル以上のもの（新たに四以上の車線を増加するものを除く。）に限る。）
二 条例第二条第二項第二号に掲げる事業	イ 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二条第二号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第一号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が七十五ヘクタール以上であるダムの新築の事業	貯水面積が二十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるダムの新築の事業
	ロ 計画 ^{たん} 湛 ^{せき} 水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によつてたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）における ^{たん} 湛 ^{せき} 水区域（以下単に「 ^{たん} 湛 ^{せき} 水区域」という。）の面積（以下「 ^{たん} 湛 ^{せき} 水面積」という。）が七十五ヘクタール以上である堰の新築の事業	^{たん} 湛 ^{せき} 水面積が二十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満である堰の新築の事業
	ハ 改築後の ^{たん} 湛 ^{せき} 水面積が七十五ヘクタール以上であり、かつ、 ^{たん} 湛 ^{せき} 水面積が三十七・五ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業	改築後の ^{たん} 湛 ^{せき} 水面積が二十ヘクタール以上であり、かつ、 ^{たん} 湛 ^{せき} 水面積が十ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業（第一種事業に該当しないものに限る。）

	<p>ニ 施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計（以下「湖沼開発面積」という。）が七十五ヘクタール以上である湖沼水位調節施設の新築の事業</p>	<p>湖沼開発面積が二十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満である湖沼水位調節施設の新築の事業</p>
	<p>ホ 七十五ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業</p>	<p>二十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業</p>
<p>三 条例第二条第二項第三号に掲げる事業</p>	<p>イ 鉄道（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道を除く。以下「普通鉄道」という。）の建設（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）附則第六項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。この項のイの第三欄において同じ。）の事業（長さが七・五キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。）</p>	<p>普通鉄道の建設の事業（長さが二キロメートル以上七・五キロメートル未満である鉄道を設けるものに限る。）</p>
	<p>ロ 普通鉄道に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。この項のロの第三欄において「鉄道施設の改良」という。）の事業（改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上であるものに限る。）</p>	<p>普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業（改良に係る部分の長さが二キロメートル以上七・五キロメートル未満であるものに限る。）</p>
	<p>ハ 新設軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下同じ。）の建設の事業（長さが七・五キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。）</p>	<p>新設軌道の建設の事業（長さが二キロメートル以上七・五キロメートル未満である軌道を設けるものに限る。）</p>

	<p>ニ 新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。この項のニの第三欄において「線路の改良」という。）の事業（改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上であるものに限る。）</p>	<p>新設軌道に係る線路の改良の事業（改良に係る部分の長さが二キロメートル以上七・五キロメートル未満であるものに限る。）</p>
<p>四 条例第二条第二項第四号に掲げる事業</p>	<p>イ 風力発電所の設置の工事業（出力が七千五百キロワット以上であるものに限る。）</p>	<p>風力発電所の設置の工事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等指定された地域があり、かつ、出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満であるものに限る。）</p>
<p>ロ 風力発電所の変更の工事業（出力が七千五百キロワット以上増加するものに限る。）</p>	<p>風力発電所の変更の工事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等指定された地域があり、かつ、出力が五千キロワット未満増加するものに限る。）</p>	
<p>ハ 火力発電所の設置の工事業（出力が七万五千キロワット以上であるものに限る。）</p>	<p>火力発電所の設置の工事業（出力が三万キロワット以上七万五千キロワット未満であるものに限る。）</p>	
<p>ニ 火力発電所の変更の工事業（出力が七万五千キロワット以上増加するものに限る。）</p>	<p>火力発電所の変更の工事業（出力が三万キロワット以上七万五千キロワット未満増加するものに限る。）</p>	
<p>ホ 太陽電池発電所の設置の工事業（出力が三万キロワット以上又は開発面積（開発行為に係る土地の形質が変更される区域に限定されない一団の土地の面積をいう。以下同</p>	<p>太陽電池発電所の設置の工事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、開発面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満のものに限る。）</p>	

	じ。)が七十五ヘクタール以上のものに限る。)	
	へ 太陽電池発電所の変更の工事の事業(出力が三万キロワット以上増加又は開発面積が七十五ヘクタール以上増加するものに限る。)	太陽電池発電所の変更の工事の事業(事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、開発面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満増加するものに限る。)
五 条例第二条第二項第五号に掲げる事業	イ 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場の設置の事業(埋立処分場の用に供される場所(以下「埋立処分場所」という。))の面積が二十五ヘクタール以上であるものに限る。)	一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場の設置の事業(埋立処分場所の面積が十ヘクタール以上二十五ヘクタール未満であるものに限る。)
	ロ 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場の規模の変更の事業(埋立処分場所の面積が二十五ヘクタール以上増加するものに限る。)	一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場の規模の変更の事業(埋立処分場所の面積が十ヘクタール以上二十五ヘクタール未満増加するものに限る。)
六 条例第二条第二項第六号に掲げる事業	公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立て又は干拓に係る区域(以下「埋立干拓区域」という。))の面積が四十ヘクタールを超えるものに限る。)	公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立干拓区域の面積が二十ヘクタール以上四十ヘクタール以下であるものに限る。)
七 条例第二条第二項第七号に掲げる事業	土地区画整理事業(施行地区の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。)	土地区画整理事業(事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、施行地区の面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。)

<p>八 条例第二条第二項第八号に掲げる事業</p>	<p>二以上の住宅の用に供するための敷地及びこれに隣接する緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成される一団の土地（この項の第三欄において「住宅団地」という。）の造成の事業（開発面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>住宅団地の造成の事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、開発面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）</p>
<p>九 条例第二条第二項第九号に掲げる事業</p>	<p>イ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園及び自然公園法第二条第一号に規定する自然公園以外の公園（自然維持が目的のもので、かつ、土地の形質が変更される面積が五ヘクタール未満のものを除く。この項のイの第三欄において「公園」という。）の設置の事業（開発面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>公園の設置の事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、開発面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）</p>
	<p>ロ 運動施設、遊戯施設、休養施設、教養施設及びこれらと一体となって整備される施設（この項のロの第三欄において「運動施設等」という。）の設置の事業（開発面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>運動施設等の設置の事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、開発面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）</p>
<p>十 条例第二条第二項第十号に掲げる事業</p>	<p>畜産農業（養蚕農業を除く。）、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、放送業、情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫業、自動車ターミナル業、貨物荷扱固定施設業、飛行場業、卸売業、小売業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、</p>	<p>工場・事業場用地の造成の事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、開発面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）</p>

		<p>生活関連サービス業、娯楽業（旅行業及び娯楽業を除く。）、医療、福祉、教育、学習支援業（社会教育を除く。）、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）又は公務に係る一又は二以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接する緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成される土地（以下この表において「工場・事業場用地」という。）の造成の事業（開発面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	
<p>十一 条 例 第二 条 第 二 項 第 十 一 号 に 掲 げ る 事 業</p>	<p>第三 条 第 一 号 に 掲 げ る 事 業</p>	<p>イ 土、砂利（砂及び玉石を含む。）又は岩石（以下「土石」という。）の採取（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域内における採取を除く。以下同じ。）の用に供する場所及びこれと一体となって設けられる採取した土石の保管、移送若しくは搬出の作業、土石の採取その他の作業に伴って発生する廃棄物若しくは排水の処理又は土石の採取その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止のために必要とされる場所（以下「土石採取場」という。）の新設の事業（土石採取場の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>土石採取場の新設の事業（土石採取場の面積が二十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）</p>
		<p>ロ 土石採取場の増設の事業（土石採取場の面積の増加が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>土石採取場の増設の事業（土石採取場の面積の増加が二十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）</p>

<p>第 三 条 第 二 号 に 掲 げ る 事 業</p>	<p>ハ それぞれの事業の要件となる面積を それぞれ それぞれの事業の第一種事業の要件と される面積のうちの最小のもので除し た商の和が一以上となる複合事業</p>	<p>それぞれの事業（土地区画整理事業、住宅団 地の造成の事業、公園の設置の事業、運動施 設等の設置の事業又は工場・事業場用地の造 成の事業にあつては、事業実施区域内に環境 保全の観点から法令等に指定された地域が あるものに限る。）の要件となる面積をそれ ぞれの事業の第二種事業の要件とされる面 積のうちの最小のもので除した商の和が一 以上となる複合事業（第一種事業に該当しな いものに限る。）</p>
--	--	---

備考

- 一 「運動施設」とは、陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場、ゴルフ場、スキー場、スケート場、乗馬施設、サーキット場その他これらに類する施設をいう。
- 二 「遊戯施設」とは、競馬場、競輪場、遊園地その他これらに類する施設をいう。
- 三 「休養施設」とは、キャンプ場、別荘地その他これらに類する施設をいう。
- 四 「教養施設」とは、動物園、植物園、水族館、博物館、野外劇場その他これらに類する施設をいう。
- 五 十の項の第二欄に掲げる産業の分類は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成二十五年総務省告示第四百五号）に定める日本標準産業分類による。
- 六 「環境保全の観点から法令等に指定された地域」とは、次に掲げる地域をいう。
 - イ 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園又は同条第二項の規定により指定された国定公園
 - ロ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区
 - ハ 県立自然公園条例第三条第一項の規定により指定された自然公園
 - ニ 自然環境保全条例第十二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域又は同条例第二十三条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域

別表第二（第七条、第四十三条関係）

事業の区分	第一種事業又は第二種事業に係る免許等
<p>一 条例第二条第二項第一号に掲げる事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四十七条第一項の免許又は第六十六条第一項の認可 2 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更 3 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項若しくは第六項若しくは第十条第一項若しくは第四項の許可又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による届出の受理 4 都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認 5 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は第三十三条第一項の規定による届出の受理 6 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可又は第十条第三項の許可 7 自然環境保全条例第十八条第一項の許可、同条第四項の同意、第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知の受理、第二十六条第一項の規定による届出の受理又は同条第五項の通知の受理 8 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除 9 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可
<p>二 条例第二条第二項第二号に掲げる事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項の基本計画の作成 2 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第十三条第一項の規定による認可 3 河川法第二十条の承認、第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項の許可、第七十九条第一項（河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十五条第二号の改良工事に係る場合に限る。）の認可又は第七十九条第二項（同項第二号の政令で定める河川工事に係る場合に限る。）若しくは第九十五条の規定による協議 4 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第三条第一項の規定による

	<p>届出の受理、同条第二項の許可、第六条第一項の規定による届出の受理又は同条第二項の許可</p> <p>5 水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の認可</p> <p>6 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は第三十三条第一項の規定による届出の受理</p> <p>7 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可又は第十条第三項の許可</p> <p>8 自然環境保全条例第十八条第一項の許可、同条第四項の同意、第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知の受理、第二十六条第一項の規定による届出の受理又は同条第五項の通知の受理</p> <p>9 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可</p> <p>10 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p>
<p>三 条例第二条第二項第三号に掲げる事業</p>	<p>1 鉄道事業法第八条第一項、第九条第一項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第十二条第一項の認可</p> <p>2 軌道法第五条第一項又は軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項の認可</p> <p>3 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は第三十三条第一項の規定による届出の受理</p> <p>4 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可又は第十条第三項の許可</p> <p>5 自然環境保全条例第十八条第一項の許可、同条第四項の同意、第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知の受理、第二十六条第一項の規定による届出の受理又は同条第五項の通知の受理</p> <p>6 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可</p>
<p>四 条例第二条第二項第四号に掲げる事業</p>	<p>1 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可又は第四十八条第一項の規定による届出の受理</p> <p>2 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は第三十三条第一項の規定による届出の受理</p>

	<p>3 県立自然公園条例第十条第三項の許可</p> <p>4 自然環境保全条例第十八条第一項の許可、同条第四項の同意、第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知の受理、第二十六条第一項の規定による届出の受理、同条第五項の通知の受理又は第二十八条第一項の規定による届出の受理</p> <p>5 都市計画法第二十九条の許可</p> <p>6 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除</p> <p>7 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可</p> <p>8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p>
<p>五 条例第二条第二項第五号に掲げる事業</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出の受理又は第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可</p> <p>2 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除</p> <p>3 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可</p> <p>4 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p>
<p>六 条例第二条第二項第六号に掲げる事業</p>	<p>1 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は第四十二条第一項の承認</p> <p>2 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可</p> <p>3 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p>
<p>七 条例第二条第二項第七号に掲げる事業</p>	<p>1 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項、第十四条第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項又は第七十一条の二第一項の認可</p> <p>2 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可</p> <p>3 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p>

八 条例第二条第二項第八号に掲げる事業	1 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出の受理 2 都市計画法第二十九条の許可 3 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除 4 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可 5 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可
九 条例第二条第二項第九号に掲げる事業	1 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出の受理 2 都市計画法第二十九条の許可 3 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除 4 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可 5 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可
十 条例第二条第二項第十号に掲げる事業	1 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出の受理 2 都市計画法第二十九条の許可 3 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除 4 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可 5 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可 6 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第一百十二号）第五条第一項の実施計画の策定
十一 条例第二条第二項第十号に掲げる事業 第三条第一号に掲げる事業	1 採石法第三十三条又は第三十三条の五第一項の認可 2 砂利採取法第十六条又は第二十条第一項の認可 3 河川法第五十五条第一項の許可 4 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除 5 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可 6 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可

<p>第三条第二号に掲げる事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出の受理又は第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可 2 土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項又は第七十一条の二第一項の認可 3 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出の受理 4 都市計画法第二十九条の許可 5 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第五条第一項の実施計画の策定 6 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除 7 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可 8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可
---------------------	---

備考 都市計画に定めようとする対象事業の場合にあつては、都市計画法第十八条第一項又は第十九条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定又は変更を加える。

別表第三（第三十六条、第五十条関係）

事業の区分	第一種事業評価書又は第二種事業評価書の送付時期
<p>一 条例第二条第二項 第一号に掲げる事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路運送法第四十七条第一項の免許の申請又は第六十六条第一項の認可の申請 2 道路法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更 3 道路整備特別措置法第三条第一項若しくは第六項若しくは第十条第一項若しくは第四項の許可の申請又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による届出 4 都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認の申請 5 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可の申請、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可の申請又は第三十三条第一項の規定による届出 6 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可の申請又は第十条第三項の許可の申請 7 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定による協議、第二十一条第一項の規定による届出、同条第五項の規定による通知、第二十六条第一項の規定による届出又は同条第五項の通知 8 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請 9 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請
<p>二 条例第二条第二項 第二号に掲げる事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定多目的ダム法第四条第一項の基本計画の作成 2 独立行政法人水資源機構法第十三条第一項の規定による認可の申請 3 河川法第二十条の承認、第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項の許可の申請、第七十九条第一項（河川法施行令第四十五条第二号の改良工事に係る場合に限る。）の認可の申請又は第七十九条第二項（同項第二号の政令で定める河川工事に係る場合に限る。）若しくは第九十五条の規定による協議 4 工業用水道事業法第三条第一項の規定による届出、同条第二項の許可の申請、第六条第一項の規定による届出又は同条第二項の許可の申請

	<p>5 水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の認可の申請</p> <p>6 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可の申請、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可の申請又は第三十三条第一項の規定による届出</p> <p>7 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可の申請又は第十条第三項の許可の申請</p> <p>8 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定による協議、第二十一条第一項の規定による届出、同条第五項の規定による通知、第二十六条第一項の規定による届出又は同条第五項の通知</p> <p>9 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請</p> <p>10 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請</p>
<p>三 条例第二条第二項 第三号に掲げる事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>1 鉄道事業法第八条第一項、第九条第一項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第十二条第一項の認可の申請</p> <p>2 軌道法第五条第一項又は軌道法施行令第六条第一項の認可の申請</p> <p>3 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可の申請、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可の申請又は第三十三条第一項の規定による届出</p> <p>4 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可の申請又は第十条第三項の許可の申請</p> <p>5 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定による協議、第二十一条第一項の規定による届出、同条第五項の規定による通知、第二十六条第一項の規定による届出又は同条第五項の通知</p> <p>6 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請</p>
<p>四 条例第二条第二項 第四号に掲げる事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>1 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は第四十八条第一項の規定による届出</p> <p>2 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可の申請又は第三十三条第一項の規定による届出</p> <p>3 県立自然公園条例第十条第三項の許可の申請</p> <p>4 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定による協</p>

	<p>議、第二十一条第一項の規定による届出、同条第五項の規定による通知、第二十六条第一項の規定による届出、同条第五項の通知又は第二十八条第一項の規定による届出</p> <p>5 都市計画法第二十九条の許可の申請</p> <p>6 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請</p> <p>7 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請</p> <p>8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請</p>
五 条例第二条第二項第五号に掲げる事業	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第九条第一項の許可の申請、第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出又は第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可の申請</p> <p>2 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請</p> <p>3 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請</p> <p>4 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請</p>
六 条例第二条第二項第六号に掲げる事業	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>1 公有水面埋立法第二条第一項の免許の申請又は第四十二条第一項の承認の申請</p> <p>2 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請</p> <p>3 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請</p>
七 条例第二条第二項第七号に掲げる事業	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>1 土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項又は第七十一条の二第一項の認可の申請</p> <p>2 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請</p> <p>3 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請</p>

<p>八 条例第二条第二項 第八号に掲げる事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出 2 都市計画法第二十九条の許可の申請 3 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請 4 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 5 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請
<p>九 条例第二条第二項 第九号に掲げる事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出 2 都市計画法第二十九条の許可の申請 3 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請 4 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 5 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請
<p>十 条例第二条第二項 第十号に掲げる事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出 2 都市計画法第二十九条の許可の申請 3 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請 4 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 5 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請 6 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第五条第一項の実施計画の策定
<p>十一 条 例第二条 第二項第 十一号に 掲げる事 業</p>	<p>第三条第一 号に掲げる 事業</p> <p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採石法第三十三条の三第一項又は第三十三条の五第一項の認可の申請 2 砂利採取法第十八条第一項又は第二十条第一項の認可の申請 3 河川法第五十五条第一項の許可の申請 4 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請 5 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請

		6 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請
第三条第二号に掲げる事業	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第九条第一項の許可の申請、第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出又は第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可の申請 2 土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項又は第七十一条の二第一項の認可の申請 3 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出 4 都市計画法第二十九条の許可の申請 5 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第五条第一項の実施計画の策定 6 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請 7 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請

備考 都市計画に定めようとする対象事業の送付の時期は、この表の規定にかかわらず、都市計画法第十八条第一項又は第十九条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画の案をそれぞれ宮城県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議する前とする。

別表第四（第五十六条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
一 別表第一の一の項に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
二 別表第一の二の項のイに該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の二十パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィ ルダムの別	
三 別表第一の二の項のロ又はハに該当する対象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の二十パーセント未満であること。
	固定堰又は可動堰の別	
四 別表第一の二の項のニに該当する対象事業	湖沼水位調節施設の施設が設置される土地又は施設の操作により最大限に露出することとなる水底の区域(以下「湖沼開発区域」という。)の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあつては、水平投影面積）が変更前の湖沼開発面積の二十パーセント未満であること。
五 別表第一の二の項のホに該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。
六 別表第一の三の項のイ又はロに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域(別表第一の三の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。)の位置	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。

	本線路（一の停車場に係るものを除く。以下同じ。）の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
七 別表第一の三 の項のハ又はニ に該当する対象 事業	軌道の長さ	軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
八 別表第一の四 の項のイ及び ロに該当する 対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
九 別表第一の四 の項のハ及び ニに該当する 対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
十 別表第一の四 の項のホ及び	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。

へに該当する 対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		新たに事業実施区域となる部分の面積が変更前の事業実施区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
十一 別表第一の 五の項に該当 する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
十二 別表第一の 六の項に該当す る対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。
十三 別表第一の 七の項に該当 する対象事業	施行地区の位置	新たに施行地区となる部分の面積が変更前の施行地区の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
十四 別表第一の 八の項から十 一の項のハマ でに該当する 対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに事業実施区域となる部分の面積が変更前の事業実施区域の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。

別表第五（第五十七条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
一 別表第一の一の項のイ又はロに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
二 別表第一の一の項のハからチに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが二十メートル以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
三 別表第一の二の項のイに該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の十パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
四 別表第一の二の項のロ又はハに該当する対象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であること。
	固定堰又は可動堰の別	
五 別表第一の二の項のニに該当する対象事業	湖沼開発区域の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあっては、水平投影面積）が変更前の湖沼開発面積の十パーセント未満であること。

<p>六 別表第一の二 の項のホに該 当する対象事 業</p>	<p>放水路の区域の位置</p>	<p>新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。</p>
<p>七 別表第一の三 の項のイ又は ロに該当する 対象事業</p>	<p>鉄道の長さ</p>	<p>鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。</p>
	<p>本線路施設区域の位置</p>	<p>変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。</p>
	<p>本線路の数</p>	<p>本線路の増設がないこと。</p>
	<p>鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度</p>	<p>鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。</p>
	<p>運行される列車の本数</p>	<p>地上の部分において、運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。</p>
	<p>盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別</p>	<p>盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。</p>
	<p>車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置</p>	<p>車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。</p>
<p>八 別表第一の三 の項のハ又は ニに該当する 対象事業</p>	<p>軌道の長さ</p>	<p>軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。</p>
	<p>本線路施設区域の位置</p>	<p>変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。</p>
	<p>本線路の数</p>	<p>本線路の増設がないこと。</p>
	<p>軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度</p>	<p>軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。</p>
	<p>運行される車両の本数</p>	<p>地上の部分において、運行される車両の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。</p>
<p>盛土、切土、トンネル若しくは</p>	<p>盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架</p>	

	は地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。
九 別表第一の四の項のイ又はロに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。
十 別表第一の十の項のハ又は二に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
放水口の位置	放水口が百メートル以上移動しないこと。	
十一 別表第一の十の項のホ又はへに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

		新たに事業実施区域となる部分の面積が変更前の事業実施区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
十二 別表第一の五の項に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の十パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
十三 別表第一の六の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の十パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十四 別表第一の七の項に該当する対象事業	施行地区の位置	新たに施行地区となる部分の面積が変更前の施行地区の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。
十五 別表第一の八の項から十一の項のハまでに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに事業実施区域となる部分の面積が変更前の事業実施区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。